（管理者）

第四十七条　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

２　（略）

（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第五十一条　指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一～四　（略）

五　指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

六　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

七・八　（略）

（認知症対応型通所介護計画の作成）

第五十二条　指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第四十三条又は第四十七条の管理者をいう。以下この条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

２～５　（略）

（記録の整備）

第六十条　（略）

２　指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一　（略）

二　次条において準用する第三条の十八第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三　第五十一条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四　次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録

五　次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録

六　次条において準用する第三十五条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七　（略）

（管理者）

第四十七条　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

２　（略）

（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第五十一条　指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一～四　（略）

（新設）

（新設）

五・六　（略）

（認知症対応型通所介護計画の作成）

第五十二条　指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第四十三条又は第四十七条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

２～５　（略）

（記録の整備）

第六十条　（略）

２　指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一　（略）

二　次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（新設）

三　次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録

四　次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録

五　次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

六　（略）